

# 各ブロックからの報告

# 小児がん拠点病院整備の進捗状況

- ① 多職種カンファレンスの状況
- ② 緩和ケアの整備
- ③ 真の長期フォローアップ外来の構築

## がん医療の推進②

### 緩和ケアを行う医療機関の評価

- ▶ 小児の緩和ケアについては、特別な配慮を必要とすることから、がん性疼痛緩和指導料、緩和ケア診療加算及び外来緩和ケア管理料に小児加算を新設し、小児緩和ケアの充実を図る。

(新)	がん性疼痛緩和指導料	小児加算	50点
(新)	緩和ケア診療加算	小児加算	100点
(新)	外来緩和ケア管理料	小児加算	150点

[算定要件]

(注) 外来緩和ケア管理料は新設

15歳未満の小児患者に対し、当該指導管理を行った場合に算定する。

### 外来緩和ケアの更なる評価

- ▶ がん患者がより質の高い療養生活を送ることができるよう、緩和ケアの経験を有する医師が、がん性疼痛の症状緩和を目的として麻薬を投与しているがん患者に対して療養上必要な指導を行った場合の評価を行い、緩和ケアの充実を図る。

【現行】

がん性疼痛緩和指導管理料(月1回)

【改定後】

がん性疼痛緩和指導管理料	100点



(新)	がん性疼痛緩和指導管理料1	200点
(改)	がん性疼痛緩和指導管理料2	100点

[施設基準]

当該医療機関内に、緩和ケアの経験を有する医師が配置されていること。

[算定要件]

がん性疼痛緩和指導管理料1: 緩和ケアの経験を有する医師が直接当該指導管理を行った場合に算定する。 83

平成24年度診療報酬改定の概要 厚生労働省保険局医療課

[http://www.mhlw.go.jp/bunya/iryohoken/iryohoken15/dl/h24\\_01-03.pdf](http://www.mhlw.go.jp/bunya/iryohoken/iryohoken15/dl/h24_01-03.pdf)

# 地域ブロック協議会整備の進捗状況

- ① 人材育成
- ② 診療病院情報の収集と提供
- ③ ブロック協議会の下に設置する部会